

王子本町二丁目町会 特別会計規程

(目的)

第1条 この規程は、王子本町二丁目町会規約第37条第3項に基づき、特別会計の処理について定めるものである。

(予算)

第2条 古紙公園美化特別会計、祭礼特別会計、会館修繕積立金会計、神輿修繕積立金会計は、それぞれ年度予算を作成し、役員会の承認を得なければならない。

(財源と繰入額)

第3条 会館修繕積立金会計の財源は古紙公園美化特別会計及び一般会計予算とし、その繰入額は毎期併せて50万円を上限とする。

2 神輿修繕積立金会計の財源は古紙公園美化特別会計及び祭礼特別会計とし、その繰入額は毎期併せて20万円を上限とする。

3 祭礼特別会計における毎期剰余金は、その二分の一を財源として、神輿修繕積立金会計に繰入れる。

4 前各項の定めにもかかわらず、財源に特段の事情がある場合は、役員会の承認を以って、前各項の繰入額を変更することができる。

(決算)

第4条 祭礼特別会計を除く各特別会計は、事業年度終了2か月以内に収支決算報告書を作成し、役員会の承認を得たのち、監事の監査を経て総会の承認を得るものとする。

2 祭礼特別会計収支決算報告書は、祭礼行事終了後速やかに作成し、役員会の承認を得たのち、監事の監査を経て会員に周知するものとする。

(書式)

第5条 予算及び収支決算報告書は、前年実績と対比し得る形式を以って作成する。

2 予算及び収支決算報告書における支出欄は、使途もしくは支出主旨に

合致する勘定科目を以って構成する。

(禁止)

第6条 祭礼特別会計に一般会計予算を流用してはならない。

2 神輿修繕積立金会計に一般会計予算を流用してはならない。

(目標)

第7条 会館修繕積立金会計は、その積立目標額を1000万円とする。

2 神輿修繕積立金会計は、その積立目標額を500万円とする。

3 前記2項の各積立金会計目標額は、役員会の承認を以って変更することができる。

(付則)

この規約は、令和元年(2019)5月27日(総会の翌日)から施行する。

2 この規約(一部改正、古紙会計の改称と用途規定廃止)は、令和2年(2020)5月24日(総会の翌日)から施行する。

3 この規約(一部改正、地代更新料積立金会計の廃止)は、令和8年(2026)5月25日(総会の翌日)から施行する。